

食品に関するリスクコミュニケーション  
牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について  
～健康と畜牛のBSE検査の廃止～  
議 事 録

1. 日時 平成28年8月4日（木） 13:30～

2. 場所 福岡市立中央市民センター3階 ホール

3. プログラム

(1) 開会

(2) 講演：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について  
～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」

食品安全委員会事務局評価第二課長 鋤柄卓夫

(3) 参加者との意見交換

(4) 閉会

4. 出席者

(専門委員)

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員 山本茂貴

(関係省庁)

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部監視安全課課長補佐 東良俊孝

農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐 山木陽介

(関係省庁)

食品安全委員会事務局評価第二課長 鋤柄卓夫

(司会)

食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官 箴島一浩

5. 配布資料

○プログラム・配布資料一覧

○講演資料：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価  
について～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」

○参考資料1：牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価  
（健康と畜牛のBSE検査の廃止）評価書案

- 参考資料 2：牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について
- 参考資料 3：牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）（案）の概要
- 参考資料 4：牛海綿状脳症（BSE）に関する基礎資料
- 参考資料 5：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）」（案）に関する Q & A
- 参考資料 6：プリオン評価書 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価（健康と畜牛のBSE検査の廃止）（案）の用語解説
- アンケート
- 内閣府食品安全委員会からのお知らせ  
（ホームページ、メールマガジン、Facebookなどのご案内）

## 6. 議事内容

（発言の途中より録音あり）

○箴島リスクコミュニケーション官 椅子に座っての確認で恐縮でございますけれども、資料の確認で読み上げさせていただきますと、プログラムの裏に配付資料一覧というものがあと思います。これに基づきまして、説明させていただきます。

まず講演資料、パワーポイントのものです。

参考資料 1 としまして、評価書案というものです。

参考資料 2 としまして、パブコメを求めているプレスリリースです。

参考資料 3 としまして、今回の説明の概要です。

参考資料 4 としまして、基礎資料、これもパワーポイントになっているものです。

参考資料 5 としまして、Q & A です。

参考資料 6 としまして、用語解説がございます。

あとは、私どものアンケートと、食品安全委員会からのお知らせというものになってございます。

不足しているものがございましたら、近くの係の者にお申し付けいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

用語解説は、本日、説明する際に、いろいろ専門用語が出てまいりますので、これをごらんになりながら、お話を聞いていただければと思っております。

今、申し上げました、アンケート用紙でございますけれども、皆様の御意見などを御記入いただきまして、お帰りの際、会場出口の担当者にお渡しいただければと思います。

それでは、会を進めさせていただきます。

昨年、厚生労働省より、当委員会に諮問がございました、牛海綿状脳症（BSE）国内対策

の見直し、と畜場での健康と畜牛のBSE検査の廃止につきまして、食品安全委員会プリオン専門調査会において、審議が行われ、このたび食品健康影響評価書案が取りまとめられました。

この評価書案につきましては、先ほど参考資料にございましたように、平成28年4月13日より、30日間パブリックコメントを募集しておりますけれども、本日の意見交換会は、より広く関係者の間で意見交換を行い、今回の評価案について、理解を深めていただくために行うものです。

本日の会議は、御案内のとおり、食品安全委員会と福岡県、福岡市との共催です。福岡県、福岡市の方々には、会の運営に関しまして、いろいろ御協力をいただいておりますことに、この場をかりまして、御礼を申し上げます。

それでは、これからプログラムに基づきまして、講演に移ります。

食品安全委員会事務局評価第二課長の鋤柄より、資料に基づいて、説明いたします。よろしく願いいたします。

**講演：「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価について  
～健康と畜牛のBSE検査の廃止～」**

**食品安全委員会事務局評価第二課長 鋤柄卓夫**

○鋤柄評価第二課長 皆さん、こんにちは。

ただいま御紹介いただきました、食品安全委員会事務局の鋤柄でございます。

本日は、今回、食品安全委員会が取りまとめました、評価書の案につきまして、その背景も含めて、私から1時間ぐらいお話をさせていただきます。その後、きょうは、食品安全委員会の山本専門委員、厚生労働省、農林水産省がまいっておりますので、一緒に御質問があれば、お答えさせていただくとともに、意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございます。まず1枚目のスライドでございますけれども、これは評価書の中に入る前に、今、我々がどういうところにいるのかというのを、この食品の安全を確保する仕組み、皆様方、よく御承知だと思いますが、リスクアナリシスという仕組み、この中で、今、どんなふうに今回の評価書案自体をつくっているのかというお話について、まずはお話をさせていただきたいと思えます。

食品の安全につきましては、厚生労働省だとか、農林水産省が例えば食品衛生法といった法律の中で、残留基準だとか、検査、こういったものを定めております。今回のお話をします、BSEの検査についても、検査ということで、厚生労働省が定めているということでございます。厚生労働省がこういった食品衛生を守るための措置、リスク管理措置というところでございますけれども、こういった措置を決めるとき、変更しようとするとき、こういう場

合には、科学的にどうでしょうかということ、私ども、食品安全委員会に評価を求めるということになっております。

きょう、お話しします、BSEの健康と畜牛の検査、この話につきましても、厚生労働省が健康と畜牛の検査について、変更したいということについて、私どもに評価の依頼が昨年の末にございまして、これについて、私どもが評価書の案をつくったということでございます。

この評価につきましても、科学的、中立公正ということで作られたものでございますが、現在、案ができたという段階でございます。今後、今、パブコメをやっておりますけれども、パブコメやきょうのようなリスクコミュニケーションの中で、さまざまな御意見をいただいて、必要な修正を加えた上で、今後の話でございますが、厚生労働省に評価結果を返すということになります。

そうしますと、厚生労働省は、科学的な評価結果に加えて、政策的な観点、費用対効果の観点、技術的可能性、ステークホルダーの皆さんの考え方、こういったものを踏まえて、具体的な管理措置の変更、今回の場合であれば、検査の廃止をお決めになられるということになります。

これもおさらいでございます。BSEでございますけれども、BSEは牛の病気でございます。原因は何かということ、BSEプリオン、別の言葉だと、異常プリオンたん白質という表現をする場合もありますが、これが牛の脳に蓄積する。そうすると、脳の組織が病理組織学的にいうと、スポンジ状に変性をする。そうすると、臨床的には、異常行動、運動失調、そういう症状をあらわして、最終的には、その牛は死んでしまうといった病気だと考えられているものです。

では、この病気が何で牛の間で広まったのかということですが、これについては、まずそうしたBSEの感染牛がいて、これをと畜した後、この牛を肉骨粉にして、この肉骨粉を餌にして、牛に給与する。そうすると、牛がまた感染するというので、この牛の中で、プリオンが循環することによって、感染が拡大していったのではないかと考えられております。

プリオンに感染した牛ですけれども、プリオンというのは、主に牛の脳とか、脊髄、回腸の一部、後から特定危険部位という言葉、SRMという言葉が出てきますが、こういった部位に蓄積するということが知られております。

以上が牛の病気の話です。

それでは、これが人にどう影響するかということなのですが、1995年でございますが、イギリスで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）という患者が見つかりました。vCJDという病気については、疫学的にBSEとの関連性、BSEにかかった牛の脳、脊髄、回腸等々を食べることによって、感染した可能性がある、そういった関連性が示唆されている。ここの問題になるということでございます。

それでは、我が国、それから各国で、どういう対策が打たれているかということでござ

いますが、前もスライドでお話をしましたように、感染が拡大したのは、餌が原因ということですから、飼料規制、肉骨粉を餌に使わないということが非常に大事になります。我が国でも、2001年に初めてBSEの牛が見つかって、農振水産省では、直ちに肉骨粉を完全に禁止する、餌に使わないという取り組みを行いました。これは感染の拡大ということで、非常に重要な対策になります。

牛は、農場で育てられて、その後、と畜場でと畜、解体され、みなさんの食卓に食肉として届くわけですけれども、と畜場ではどういう対策をしているかといいますと、先ほど申し上げましたように、特定部位、プリオンは脳とか、脊髄だとか、そういった部位に蓄積するということがわかっておりますので、これを食べないということが人間への感染を防ぐという意味で、非常に重要になります。こういった意味で、と畜場では、特定部位の除去、SRMの除去ということをやっております。

飼料規制と特定部位の除去、それぞれの対策がきちんと有効に働いているか。働いていれば、BSEの感染する牛がだんだんなくなってくるだろうということで、1つは農場段階、これは農林水産省が中心になって、農場段階で死亡牛の検査ということをやっております。生きた牛へのBSE検査というのは、残念ながら、今、できません。ですから、死んだ牛の脳を取り出して、脳を材料として、その中に、異常プリオンたん白質が入っているかどうか、これを検査するというございますので、1つは農場で死んだ牛の脳を検査するというございます、農林水産省がやっております。

もう一つは、と畜場でと畜された牛の脳、これを使った検査というのを、厚生労働省がやっております。きょう、お話しするのは、ここの検査について、今後、取り扱いを変えらるというお話でございます。

以上の対策のほかにも、農林水産省では、トレーサビリティ、10桁の牛の番号というのを、両耳に牛がつけておりますけれども、もし感染牛が見つかった場合の疫学的な調査に使えるようにということで、トレーサビリティといった制度も導入されているというところでございます。

ここからが評価書の内容でございますけれども、まずは今回の諮問の背景と内容ということについて、お話をさせていただきます。

BSEはこれまでどんなような経過をして、どういう対策を打ってきたかということでございますけれども、我が国で一番早く見つかった、最初に見つかったBSEの牛というのは、2001年の9月でございます。この後、対策としましては、先ほど申しました、1つは餌の規制、2つ目として、健康と畜牛の全頭検査、3番目として、と畜場における特定部位の除去、SRMの除去といったようなことが行われました。

実際には、もっと後になるのですけれども、我が国では、2002年1月に生まれた牛が我が国でのBSE感染牛で、最も若い牛、国内で感染した最も遅い牛というのは、2002年1月生まれということがわかっております。言いかえますと、2002年の2月以降に生まれた牛で、我が国でBSEに感染した牛は、これまで見つかっておりません。

BSEは、牛が生まれて若いころに、肉骨粉を食べて、プリオンを食べることによって感染して、それが脳に蓄積して、大人になってから発症するという病気だとわかっておりますので、2002年1月が最後に生まれた牛だということは、10月に規制をやりまして、この後、2002年1月までに、飼料規制がしっかり効果的に働いているということがいえるのではないかと思います。

対策はそれに加えて、先ほど申しました、農場での死亡牛の検査というの、2003年から制度化されております。トレーサビリティについても、同じ2003年から制度化されております。こういった形で、我が国では、検査で一番最後に見つかったのは、36頭のBSEの牛が見つかっておりますけれども、最後の牛が見つかったのは、2009年の1月になります。

2013年でございますけれども、国際獣疫事務局（OIE）と呼んでおりますけれども、OIEというのは、家畜の衛生について、国際基準を定めている政府間機関、本部はパリにありますが、このOIEが各国のBSEに関するリスクのステータス、状況です。これを定めておりますけれども、このOIEは、2013年の5月に、日本をBSEのリスクについては、リスクが無視できる国、こういうステータス認定をしております。これはどういうことかと申しますと、過去11年に日本の中で生まれた牛で、BSEの新たな発生がない。2013年ですから、最後に生まれたのは2002年ですから、もう11年たっているわけです。11年間にはBSEの発生がない。有効な飼料規制が8年以上実施されている。規制は2001年10月に導入されておりますから、ここから8年以上たっているということです。こういったことで、我が国は、国際的には、BSEのリスクは無視できるリスクの国という判断されているということでございます。

BSEの発生ということの世界で見ると、どうなっているのかということですが、これが世界におけるBSEの発生頭数を棒グラフにした図ですが、一番たくさん発生したのは、1992年で、1992年には、3万7,000頭ぐらいの牛がBSEに感染したと報告されております。このほとんどはイギリスで発生しております。ただ、BSEの発生というのは、その後、急激に減っていて、2016年では、ほとんど発生がないということになっております。急激に発生が少なくなったというのは、検査をやったためでしょうか。そうではないです。先ほど申しました、飼料規制、これはほとんどがイギリスですけれども、イギリスでは、1989年とか、1990年くらいに飼料規制ということを導入しておりますが、それが効いてきたのが数年たって、1993年以降に効いてきて、急激にBSEの発生がなくなってきたということでございます。

これは実際の数字であらわした頭数の表になります。全世界では、19万頭の牛がBSEにかかったとこれまで報告されております。一方、日本では、36頭の牛がこれまで報告されておりますけれども、見ていただきますように、最近では、BSEの発生はない。これをもう少し詳しくお話します。

これは日本におけるBSEの検査、検査陽性牛の表でございます。冒頭、申しましたように、

BSEの検査というのは、1つは厚生労働省がと畜場でと畜した牛の検査をやっております。もう一つは農林水産省が農場で死んだ牛の検査というのをやっております。この2本立てで検査をやっております。

我が国で初めてBSEが見つかったのは、2001年の9月です。ここから検査が大体的に行われまして、このあたりは全頭検査、日本では、年間に120万頭ぐらいの牛がと畜されて肉になっておりますけれども、検査が行われております。最後に見つかったのが2008年度、2009年の1月ですから、年度でいうと、2008年度、平成20年度ということになりますが、これが最後の36頭目の牛になります。これ以降、BSEの発生というのは、ずっとないということでございます。

この間、2001年以降、現在まで、我が国は1,600万頭以上の検査を行っております。1,600万頭の検査をやって、36頭の牛が陽性として見つかった。一方で、2009年度以降、BSEは全く見つかっておりませんが、この間、600万頭の牛をずっと7年間ぐらい検査しておりますが、600万頭の中にBSEの牛というのはいないという現状になっているということでございます。

BSEの健康と畜牛の検査、厚生労働省のと畜場で行っている検査でございますけれども、これはどのような経緯をたどってきたかということでございますが、2001年の9月に、最初のBSEの牛が見つかった以降、これは初めて我が国で見つかったわけですから、日本の中にどのぐらいの牛がBSEに感染しているかということは、当時はわからなかったわけです。ですので、厚生労働省は、健康と畜牛について、まず全部検査してみましようということを始めました。先ほど申しましたように、2002年の1月には、生年月日を見た、国内最終発生牛の出生、ここが最後にBSEになった牛の生年月日になっております。

検査で、我が国の国内のBSEの汚染状況がだんだんにわかってまいりまして、あわせてBSEが蓄積する前、若い牛では、検査してもBSEというのは見つからないだろうということがだんだんわかってまいりましたので、最初は全頭検査をやっておりましたけれども、2005年には、月齢を21か月齢以上の牛の検査に切りかえております。それから、30か月齢、2013年の7月に48か月齢、この前にOIEが先ほど申しました、無視できるリスクの国に認定しております。現在、48か月齢超の健康と畜牛については、全て検査が行われておりますけれども、今回、昨年のおわりでございますが、厚生労働省は、健康と畜牛のBSE検査について、廃止した場合に、科学的にどうですかということを、食品安全委員会に評価を依頼したということでございます。

何で厚生労働省は、今のタイミングで健康と畜牛のBSE検査の廃止を諮問したかということですが、これは厚生労働省さんが私どもに諮問したときに、説明文として書いてきたものをここに写しております。

3つございますけれども、1つ、前回、2013年に健康と畜牛の検査の月例を30か月齢から48か月齢にしましたが、48か月齢にするときも、厚生労働省は、食品安全委員会に科学的な評価というものを依頼しております。その評価書というのが前回の評価書、2013年5

月の評価書、これはきょうの説明で何回も出てきますけれども、この中に以下のとおり、記載されております。

2つございますが、1つは、我が国のBSEの発生について、シミュレーションと申しますか、推定をしたという、科学的な論文が幾つか出ておりますけれども、こういった論文を見ますと、評価したのは2013年ですが、そのときの予測推定では、2009年から2015年には、我が国のBSEの摘発頭数、BSE陽性の牛というのは、ほぼゼロになるでしょう、それ以降、日本では、餌を介して、餌を食べてBSEが発生するという可能性は、極めて低くなるでしょう、そういう推定が幾つかの論文で明らかになっております。

ですから、この推定を信じれば、BSEの検査というのは、ある意味必要がないわけがございますけれども、ただし当面の間、検証を継続する。検証を継続するというのは、BSE検査を当面の間は継続しましょう、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ、BSEに関する新たな科学的な知見を蓄積、もう少し検証してから、その検証結果を踏まえて、BSEの健康と畜牛の検査対象、この月齢をさらに引き上げるということを考えるというのが適当でしょう、そういうように、前回、2013年5月の評価書では書いてございます。

その後ですけれども、2013年7月から厚生労働省は、実際に48か月齢超という検査に切りかえました。この検査から昨年、諮問が行われた、昨年末までですが、健康と畜牛、合計で48万頭の検査を厚生労働省ではやりました。48万頭の検査結果というのは、全て陰性でした。BSE感染牛が発見されなかったということで、現在のリスクに応じたリスク管理措置というように、さらに見直したいというのが1点です。

もう一つは、国際的な基準ですけれども、OIEが国際基準を定めておりますが、こういったものよりも、高い水準を維持する場合には、科学的な正当性を明確にする必要があるということで、科学的に評価を行ってほしい。最近の動向を見ますと、EUですけれども近年、と畜場でのBSEスクリーニング検査、これを見直ししている。SRMの範囲について、見直しをしている。ヨーロッパでは、2013年にそれまで行っていたと畜場での健康牛の検査というものを、既に2013年にやめております。

具体的な諮問内容でございます。2つの事項について、昨年、厚生労働省から私どもに評価要請が来ております。

評価依頼のあった1つ目というのが、検査対象月齢、と畜場における健康牛のBSE検査について、今、48か月でやっていますけれども、これを続けた場合と、48か月の検査を廃止した場合、この差について、リスクを比較してほしい。言いかえると、48か月齢の健康と畜牛の検査を廃止しても、科学的に問題はないでしょうかということでございます。

ここで1つ、誤解がないようにしていただきたいのは、厚生労働省は、と畜場の検査を全てやめるというようには言っておりません。BSEの検査については、一部継続したい。具体的には、と畜場でのBSEの検査の対象というのは、健康と畜牛はやめるけれども、24か月齢以上の牛のうち、生体検査で神経症状が疑われたもの、全身症状を呈するもの、と畜場でこういった神経症状や全身症状を呈するものについては、引き続き検査を行います。こ



ういったところで、BSEの発生状況については、引き続き見ていくので、健康と畜牛については、もうやめてもいいのではないのでしょうかというのが、今回の厚生労働省の諮問内容でございます。ですから、繰り返しですけれども、と畜場で検査を全てやめるということではございません。

もう一つ、昨年12月に私どもに評価依頼があったのがもう一つありまして、SRM、特定危険部位です。この範囲について、見直しをしてはどうかということについて、12月に聞かれております。これは、今、SRMというのは、全月齢の扁桃、回腸遠位部、30か月齢超の頭部、頭と脊髄、脊柱、これについて、もう少し範囲を狭めることについては、科学的にどうでしょうかということをもう一つ聞かれております。この2つ目の諮問内容、SRMにつきましては、食品安全委員会の専門調査会で検討を行ったときに、厚生労働省が聞いてきたのは、SRM、特定危険部位について、一部範囲を狭めて、変わった部分については、人間が食べるということについても、認めようという内容でございますが、SRMの範囲が変わるということは、人間が食べるということだけではなくて、それを餌、家畜が食べるかといったような飼料規制等にも影響する可能性があると考えられます。ですから、2番目の諮問内容については、飼料規制等を含めた、BSE対策の全般の影響について、もう一度厚生労働省、農林水産省できちっと整理をしてください、整理ができれば、また評価をやります。ですから、今回は2番目の特定危険部位については、評価はしませんということで、今回、この部分は評価内容に入っておりません。評価を食品安全委員会はしないということでございますので、今回、SRMについては、厚生労働省は変更しないということでございます。

具体的に今回の評価をどのように考えてやったかという、考え方でございます。今回の評価は、先ほども申しました、前回の評価、2013年の評価書、これをベースにして、さらにこれを発展するような形で評価を行っております。ですので、もう一回、2013年の評価書というのを、くどいですがけれども、もう一回おさらいをしてみたいと思います。

前回の2013年5月評価書で書かれていることの1つ目というのは、先ほど申しましたけれども、我が国において、飼料規制等のBSE対策がきちんと機能している。そういった場合には、2009年から2015年には、BSEの国内での検出というのは、ほぼゼロになるでしょう。以降、日本国内で飼料を食べて、BSEが発生するという可能性は極めて低いでしょうというのが1つ。こういった報告、ないしは推定が出ております。こういうことであれば、日本においては、人間の話ですけれども、牛肉、内臓といったものを、人間が食べて、人間がvCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病というものになる可能性というのは、極めて低いでしょう。これが1つ目でございます。

2番目ですけれども、牛において、国内でBSEが発生というものが、今後あるのかどうかということを検証するというのには、検証期間が必要で、その検証期間をどうしようかということですが、前回の評価書では、生年月日を見たBSEの最終発生、これは2002年1月だと先ほど申しましたけれども、2002年1月から11年以上、国内で新たな発生がなければ、我が国においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、牛でBSEが

発生する可能性は、ほとんどないでしょう。これが前回のBSEの発生に関する検証の考え方になります。

ただ、2013年ですから、実際には最終発生の2002年から、11年がたっているわけですが、2013年では、ぎりぎり11年たったばかりなわけです。ですから、3番目としまして、出生後の経過年数が11年未満の出生コホート、出生コホートというのは、同じ時期に生まれた牛の集団のことをコホートとっておきますけれども、まだこの時点では、11年たっていない、11歳未満の牛の集団というものが、仮に感染があった場合、飼料も食べていた場合に、まだ11年たっていないので、十分検証期間というのが経過していないと考えることができます。ですから、もう少し検証を継続して、検証でもう少し長い期間にわたる発生状況、検査結果、それから、その間に行われるBSEに関する科学的な知見、論文等、こういったものを踏まえて、もう一度将来的に検査対象月齢のさらなる引き上げ、このときは48か月ですから、48か月よりもさらに引き上げていくということについては、今後、検討するのが適当でしょうというように、2013年のときに考えております。

スライドの色がここで緑から青に変わったのですけれども、この青いスライドというのは、3年前、2013年のこういうリスクミのときに使われた資料の焼き直しです。ですから、2013年の評価書、3年前にどういう説明をしたかというのを、もう一回、前回のスライドを使って説明するというございますけれども、2013年の評価書で行ったことの1番目というのは、BSE対策がきちんと実施されているかどうか、有効に働いているかどうか、これについて、まず点検表を用いて確認をしたというのが、前回の評価の1つの大きな柱になっております。

評価というのは、牛と食肉・と畜場、両方で行ってございますけれども、まず農家の牛については、肉骨粉が海外から入ってこないように、きちんととめられているかどうか。国内で使用規制がきちんと行われているかどうか。牛の肉骨粉がつくられて、それを牛に給与されるということはやめて、きちんととめられているかどうか。

レンダリング施設というのは、肉骨粉をつくる施設ですけれども、レンダリング施設等に対して、定期的な監査、監視が行われているかどうか。その監視で重大な違反がないだろうか。

国内の発生状況について、OIE、国際基準と同等以上の調査、サーベイランスが行われているか。こういったことについて、前回、2013年に検証を行いました。

もう一つ、と畜場については、SRMの除去について、食肉衛生検査所の先生たちがきちんと確認しているかどうか。

SRMの除去について、ここにSSOP、標準的な衛生手順という、要は決まり事です。こう処分、処理をしますという、と畜場で決めている約束事、決まりです。HACCPというのは、衛生的な管理方法ですけれども、SSOPとか、HACCPといったような管理をと畜場がきちんと導入していて、それに対する違反というものがないか、約束どおり、決められたとおりに、SRMが処理されているか。

今のことに関連しますけれども、スタンニングとか、ピッシングというのは、と畜するときの手順ですが、こういったと畜の手順のときに、脳とか、脊髄といったような、特定危険部位、これが飛び散って、食肉を汚染する可能性がある。だから、スタンニングとか、ピッシングについては、こういうようにやりましょうという決まり、規制があるのですけれども、こういったスタンニング、ピッシングに対する規制措置が全てのと畜場で行っているか等々、こちらはと畜場についてです。これについて、点検表をつくって、評価というのを2013年の評価書の中でやっております。

その結論ですけれども、まず輸入規制。海外からBSEというものが入ってこないようにです。国内での飼料規制、と畜場での食肉の処理、いずれもきちんと行われていて、リスクは無視できる程度の極めて低いレベル、きちんとやっておりますというのを確認したというのが、前回の評価の1つの柱です。ですから、前回の評価で、国内のBSE対策がきちんと決められたとおり、行われていることを確認しているということです。

もう一つ、我が国のBSEの発生に対する検証、今後、国内でBSEが発生する可能性というのはどうでしょうか、それを検証するには、どのくらいの期間がかかるでしょうかということです。コホートという言葉がまた出てきましたけれども、牛の集団、同じときに生まれて、同じ餌を食べて育った牛の集団と考えていただいてもいいと思います。

Aという集団、横軸が経過年数、ですから、1996年だとか、2000年だとか、2001年、2002年、2003年、年がたつ。この時期に生まれた牛がだんだん年数を経るにしたがって、縦軸、年齢ですが、月齢もだんだん大きくなっていく。こちらで生まれた牛が、生まれて餌を食べて、ここで肉骨粉を食べると、BSEに感染して、だんだん脳に蓄積して、と畜されたときに赤いところが検査で陽性になったということですけれども、大人になってから、脳の中のプリオンが検出される。ですから、この集団は、ここで検出されているわけですが、多分こちらで感染があったのだろうという集団でございます。こういった集団を見ますと、大体この集団の確率を見れば、ほとんどの牛がということで、95%が検出される期間がどのくらいかというのを見ますと、これは大体11年くらいになっているということです。

一方、こちらの集団は、BSEにかかっていない、肉骨粉を食べていない集団です。同じように白くて見えにくいのですが、こちらで生まれて、肉骨粉は食べていませんので、BSEが蓄積することはない、と畜されたとき検査をしても、白い点になっているのですが、検査は陽性にならない、陰性のままです。この集団については、11年間調べても検出されないということであれば、こちらの集団について言えば、BSEについては、発生する可能性はほとんどないだろう、肉骨粉を食べなかった集団だろうと判断できると考えられます。

まとめますと、あるときから11年間追っかけて検査をすれば、その牛の集団について、BSEに感染しているかどうかというのがわかるでしょう。11年のスタートというのは、BSE感染牛の出生年月で見た最終発生次点、2002年1月です。我が国では、2002年1月に生ま

れた牛が、BSEにかかっている最後の牛ですから、この牛は汚染された餌を食べた可能性があるということです。ただ、この後について、2002年2月以降について、ちゃんと飼料規制がばっちり効いていれば、肉骨粉を食べることはなくて、感染しないだろうと考えられたわけです。

今のことを実際にプロットしてみます。これは実際の年で、96年から97年、98年、2013年まであります。こちらは月齢です。我が国で初めてBSEが見つかった牛というのは、この牛になります。これが2001年9月、64か月齢だったということがわかります。ですから、2001年の9月から64か月さかのぼったとき、1996年生まれだということがわかります。1996年に生まれて、だんだん大きくなって、多分ここら辺で肉骨粉を食べて、だんだん脳に蓄積して、と畜、ないしは死亡したときに脳を調べたら、BSEが蓄積していたということがわかるわけです。

同じように、日本の国内で見つかった36頭全てプロットしてみますと、大きく2つの集団、これがコホートになるのですけれども、2つのコホートがあるということがわかります。

1つは、1996年を中心に生まれたもの、多分ここら辺で飼料の汚染があったのだろうと推定されるわけです。

もう一つは、2000年を中心に生まれたもの、これも多分ここら辺で飼料の汚染ということがあったように考えられます。

ただ、2002年1月以降に生まれた牛、この青いところですけども、青いところについては、1頭もBSE検査陽性牛というのは、見つかっていないということになります。

以上が前回、2013年の評価ですけども、では、今回、どこを評価するかというと、評価する点は3つあります。

1つ目は、2002年1月より後に生まれた牛、これが先ほどのプロットでいう青い部分です。前回の2013年に評価したときには、このところは1頭も感染した牛が出なかったということで、恐らく2002年以降は、飼料規制がばっちり効いているだろうと考えたわけですけども、その前回の評価というのは、正しいかどうか、これが1つ目の評価になります。

2つ目は、2002年1月以前のコホート、これは白い部分になります。この白い部分の印の集団というのは、汚染飼料を食べた可能性があるわけです。ただし、2009年から後は、発生が全くないわけです。では、白い部分の牛の集団については、今後、引き続きBSEの陽性牛が出ないままで、本当に推移するかどうか、これが2つ目の検証になります。

3つ目は、非定型BSEです。非定型BSEという言葉が初めて出てきましたけれども、BSEとはちょっと違ったBSE、定型BSEというのは、餌を食べて、餌中のプリオンに感染して、BSEになる。そういったBSEを定型BSEとっておりますけれども、それとはちょっと違うBSEというのがある。日本でも、世界でも見つかっております。この非定型BSE、ちょっと普通のBSEとは違うBSEについて、食品安全委員会は、もう2つ前の評価書ですが、2012年の評

価書でまとめを行っているのですけれども、それ以降の状況を確認して、非定型BSEについても、今回、評価を行いましょ。

以上、1、2、3について、確認して、健康と畜牛のBSE検査を廃止した場合の人のvCJD、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発症の可能性、これについて、総合的に評価をしましょというのが、今回の評価内容ということでございます。

具体的な評価の内容にここから移ります。

1番目、2002年1月から後に生まれた牛、先ほどのグラフでいうと、青いところですよ。最近生まれた牛ですよ。先ほどお話しましたように、出生年月で見たBSEの最終発生から、11年間BSEの発生がなければ、飼料規制がばっちり効いていると考えられるわけですよ。ただ、前回、2013年のときには、まだ11年未満のものがあつた、要するに11年たつてぎりぎりだつたので、その後の様子というのを検証しなければいけないといつておりました。では、その部分、具体的にいいますと、前回評価した2013年5月から今、この間に11年間たつた牛、11年間の検証期間を超えた牛、このBSEの検査結果はどうだつたのでしょ、そういう検証を行いました。

前はここの時点、2013年で評価しました。2013年にまだ11歳、132か月になっていない牛というのが、その後、3年間、こつしは2016年ですから、2013年から2016年までの3年間、ここからここまでの間に、11歳、132か月を超えた牛というのがあります。ここを超えた集団、集団でいうと、こういう集団になるわけですよ、生まれ月で2002年から、2004年、2005年生まれぐらいの牛になりますが、この牛について、どのくらいの検査をやつたかといいいますと、この3年間で11万頭の検査が行われまつた。新たに検証した11万頭について、陽性牛は確認されておりません。この牛は、先ほどのグラフにありまつたように、2002年から2005年生まれの牛ですよけれども、この牛についても、今回、11年たつて、BSE陽性牛がみつからなかつたということは、この期間に生まれた牛について、飼料規制がばっちり効いていたと判断できるわけですよ。ですから、前回の評価書のとおり、引き続き飼料規制等のBSE対策がきちんと効いていれば、今後、定型BSEが発生する、餌を食べてBSEになるといつたことはないだろつ、極めて低いだろつというのが、評価の1番目になります。

次が2002年1月以前に生まれた牛になります。2002年1月以前に生まれた牛、これは飼料規制の強化前に生まれたということですよ、汚染飼料に暴露された可能性は否定できません。では、こついった牛が今、何頭ぐらいつているかといいいますと、2万1,000頭、先ほどのトレーサビリティのデータを見るとわかるのでよ。こついった古いおじいさん、おばあさんの牛、主におばあさんの牛なのでよけれども、おばあさんの牛というのよ、2万1,000頭ぐらいつているということですよ。

では、この集団、先ほどのグラフでいう、白い部分ですよ。この白い部分の牛の集団、コホートについて、前回から今回までのと畜、ないしは死亡したということよ検査した結果、ここの部分で、白い部分について検証しますと、今、申し上げたように、現在、2016年の段階で、今、生きている牛というのよ、2万1,000頭ということですよ。この3年間に、どの

くらいと畜、ないしは死亡したかという、6万4,000頭いました。

この6万4,000頭について、検査をした結果というのは、陽性牛は見つかっていない。全て陰性でした。先ほど申しましたように、日本では、2009年以降、7年間、BSEの検査に陽性牛はずっと出ていない。この間、600万頭以上の牛を検査しているということでございますので、恐らく2002年1月以前に生まれた牛、これについても、今後、定型BSEが発生する可能性というのは、極めて低いと考えられるでしょうというのが2つ目の評価結果になります。

最後の3番目ですが、非定型BSEです。BSEという病気、BSEが見つかったのは、1986年にイギリスで初めて報告されております。日本では、2001年に初めて見つかっておりますが、こういったBSEが見つかったことによって、世界でも、我が国でもたくさんの牛の検査ということをやりました。そういった検査をたくさんやる中で、ちょっと普通のBSEとは違うBSEがあるということがわかってきました。

何が違うかといいますと、ウェスタンブロット法という方法で、牛の脳の中にあるプリオンのたん白質を電気泳動すると、従来の定型BSEとは違うパターンを示す。普通のBSEについては、電気泳動で流しますと、3つのたん白質がわかります。たん白質の分子量によって、分子量の大きいものは、遠くまで流れない、近いところに出てくる。小さいものは遠くまで流れていくということで、3つに分かれるのですけれども、定型BSEのうち、電気泳動像の1つは、ここの3番目の一番小さい分子量のたん白質についてで、ちょっと上のほうに出て、分子量が大きいということです。普通のBSEより分子量が大きいという、そういうBSEになります。これを非定型BSEのH型とっております。もう一つ、3番目のものは、ちょっと下に出てくる。分子量が小さい。これを非定型のL型とっております。非定型BSEについて、H型とL型というのがあるということが、ここのウェスタンブロット検査によって、新たにわかったということでございます。

非定型BSEの特徴ですけれども、世界での発生というのは、今、言いました、H型とL型というのがあるのですが、それぞれ毎年数頭、10頭に満たないぐらいの数で出ているという状況になります。これまで非定型BSEというのは、世界全体で累計124頭の非定型BSEの発生というのが報告されています。一方、先ほどのでかい表でござんいただきましたけれども、BSE全体で見ますと、19万頭も定型BSEが見つっております。19万頭と比べると、非定型BSEというのが極めてまれに発生する。発生頻度が極めて低いということがここでわかると思います。

では、日本での発生はどうでしょうか。2001年にBSEが発生してから、過去10年間に1,600万頭の牛を検査してきましたけれども、この中で、L型の非定型BSEというのが2頭見つかっております。2頭見つかっているのですけれども、このうち23か月齢で確認された牛が1頭いるのですが、これについて、感染性、人にうつるか、牛にうつるかといったことを、マウスを使った、ウシ型マウスというのは、マウスを遺伝子組み換えで改変しまして、牛の病気にかかりやすいように改変したマウスで、実験動物になるのですけれども、これに

脳内接種をして実験したのですが、2頭のうちの23か月齢で確認された1頭の非定型BSE、これについては、感染性がないということがわかっております。ですから、2頭発見されているということなのですが、実際には感染性のあるものは1頭しかいなかったということでございます。

過去15年間に1,600万頭の牛を検査して2頭というのを、発生頻度で計算しますと、日本にいる2歳以上の牛、100万頭当たり、1年間で0.07頭、日本には、今、牛全体で380万頭ぐらいいますから、そのうち、親ですと200万頭ぐらいいるのですけれども、この比率、15年間に2頭という比率を計算すると、我が国では、1年あたり、100万頭当たり、0.07頭、物すごく少ないわけです。パーセントにもならない。100万頭当たりですから、0.07ppmという極めて低い頻度でしか発生しないということがわかっております。

日本では0.07ppmです。では、世界ではどうでしょう。世界で一番検査されているのはEUです。日本では過去1,600万頭の牛のBSE検査をやっておりますけれども、EUでは1億頭の検査をやっております。1億頭の検査をやってきたのですが、まだ電気泳動まで全てやってきたわけではない。それはどういうことかということ、BSEだということはわかっていたのだが、その牛が非定型だったのか、定型だったのかというのは、今までわからなかったのです。EUはここ数年かけて、過去に陽性と確認された牛を電気泳動をかけ直すということをやりました。2003年から2014年に、BSEと診断された牛、このほぼ全ての牛について、型判別、電気泳動、これをして、ことしの春にその結果というのが報告されています。

その結果ですけれども、2003年から2014年までに、非定型BSEだとわかったのは100頭、EUでは100頭の発生がある。全世界では、124頭ですけれども、そのうちの100頭はEUで見つかっているということになります。これを先ほどの発生頻度に直しますと、H型が0.07ppm、L型が0.09ppmということで、日本とほぼ同じです。日本でH型は発生していませんけれども、L型が0.07ppmでしたから、オーダーからいうと、ほぼ同じくらいということですね。

これはどういうことを示しているかということ、非定型BSEについては、比較的高齢の牛で発生して、かつ低い有病率、0.09とか、0.07ppmで、極めて低い有病率で推移している。これは多分餌とは関係なしに、孤発性にぽつんと出ているのではないだろうかと考えられるということですね。

発生頻度が極めて低いということはわかりました。では、この非定型BSEは人間にかかわるのでしょうか。次に食品安全委員会の評価を進めたのが、非定型BSEが人に感染するかどうかということですね。

1番目、これまで非定型BSEが人のプリオン病の原因に関連するということを示す、疫学的な知見というのは、これはありません。ですから、非定型BSEが人にうつったということは、今まで報告されていないということですね。

ヒトへの感染の報告がないので、これはどうやって調べるかということ、実験動物への実験感染です。これについて調べました。まずH型BSE、日本では発生していませんけれども、H型BSEにかかった牛、この脳、この中には非定型BSEプリオンが入っているはずですが、

これを猿、ヒト型の組み換えマウスの脳に直接摂取するという、そういった実験をやりました。かなりの実験が行われているのですけれども、H型については、感染が認められなかったという報告ばかりが出ているということです。多分H型については、人への感染性はないと考えられます。

L型BSE、日本では2例あって、そのうち1例は感染性がなかったと、先ほどお話ししましたけれども、同じようにL型BSEに感染した牛の脳のリゾネートを食べさせるという実験を、幾つかの国でやっております。猿に食べさせたところ、1つは国内でやっている実験があるのですが、国内では、食べさせたけれども、猿は感染しない。感染しないままで、もしかしたら、この後、発症するのではないかということで飼っていますが、現時点でかなり長い期間、飼っていますが、感染をしなかったという実験、これは国内で行われております。

もう一つ、海外ですけれども、非常に小さい実験用の猿がいるのですけれども、この猿に食べさせたところ、感染したという報告、これは海外であります。ですから、猿に食べさせたところ、感染しないということと、感染したという両方の報告があります。これは牛の脳を食べた場合の実験です。脳は、今、SRMということで外されておりますので、問題になるのは、SRM以外の組織、例えば筋肉とかそういったところ、こういったところで非定型BSEにかかるかどうかということ、これについてまとめたのが次のスライドです。

現行のSRMは脳とか脊髄ですが、これ以外の部分、いわゆる食用部位の安全性について見ました。L型BSEについて、感染した牛の末梢神経だとか、筋肉組織だとか、副腎、こういった部分を調べたところ、異常プリオンたん白質の蓄積がわずかであるけれども、認められたという報告があります。問題は、これに感染性があるかどうかですが、今、申しました、蓄積が認められた末梢の神経組織、これについて、感染力価、どのくらい感染するかという強さです。これを調べたところ、極めて低い。末梢神経組織や副腎というところについて調べたところ、先ほど脳で感染させる実験がありましたけれども、脳と比べると、感染力価、感染する力とすれば、1,000分の1未満、1,000倍以上の差があるということがわかっております。筋肉組織についても、同じように調べましたところ、多分1,000分の1よりもさらに低いという報告がなされております。ですから、末梢組織、筋肉等にも、異常プリオンが見つかるのですけれども、感染の力は極めて低い、1,000倍よりもはるかに弱い、1,000分の1未満ということになっていることが1ついえます。

もう一つ、定型BSE、普通のBSEについては、牛と人との間で、種間バリアというのがあることが知られております。種間バリアというのは、牛の病気は人にはなかなかかかりにくい、牛にはかかりやすいけれども、牛から人というのは、その種を超えて、病気がうつるということは、なかなか難しい。そういうことを種間バリアといっておりますが、定型BSEには種間バリアというのは報告されております。同じように非定型BSEについても、種間バリアがあるという報告が行われております。ですから、牛と人との種間バリアがあるということ、実際の末梢組織における感染力価について実験をやったところ、そういうこ



とを総合的に考えると、末梢神経組織等の現行SRM以外の組織、筋肉等ですけれども、そういったものについて、食肉として摂取することによる人への感染性というのは、非常に低いのではないかといえるということでございます。

以上、非定型について、もう一回、最後にまとめますけれども、非定型BSEというのは、定型BSEとはちょっと違うタイプのBSE、そういうものがあります。

これが人に感染するといった報告は、これまでありません。

発生の頻度は、極めて低いです。パーセントもありません。0.07ppmとか、0.09ppmというような極めて低い頻度でしか起きない。

H型とL型がありますが、H型については、人には感染しないだろうということが感染実験でわかっております。

L型については、L型BSEに感染した牛の脳を猿に食べさせたところ、感染したという報告はあります。ただ、脳以外、SRM以外の部分、これについて、人への感染性、感染力価が極めて低いということがわかっております。

また、そもそも種間バリアというのが、定型BSEと同じように非定型BSEにもあります。

以上が、非定型BSEについて、今回まとめられた内容でございます。

以上をまとめますと、今回の評価結果でございますが、まず1番目、定型BSE、餌が原因となって、牛に感染するBSEですけれども、前回評価、2013年の評価書で、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEの発生する可能性は、極めて低いだろうと前回言っておりますけれども、その後、3年間の発生状況を確認しましたところ、2013年の評価結果というのは、妥当でしょう、今でも正しいといえるでしょうというのが、定型BSEに関するまとめです。

非定型BSEについては、2012年の評価書でまとめておりましたけれども、その後、ヨーロッパなどで、大々的な調査が行われまして、そういった結果を踏まえると、まず疫学的に非定型BSEと人のプリオン病の関連を示す報告というのはありません。発生頻度とすれば、非常に低いです。ppmよりも下のほうです。H型については、動物実験から人への感染の可能性は確認できておりません。まず感染しないと考えられるでしょう。L型については、SRM以外の組織、筋肉だとかそういったところについては、感染性は極めて低いと考えられるでしょう。

こういったことをまとめますと、牛群のBSEの感染状況、輸入規制、飼料規制、と畜場での各種の措置、こういったものはきちんと行われていて、かつ牛と人との間に、BSEの種間バリアがあるということを踏まえると、脳とか、脊髄など以外の牛肉を人間が食べて、BSEプリオンを原因として、人がBSEを含むプリオン病、こういったものを発症する可能性は、極めて低いだろうと考えられるということです。

では、厚生労働省から諮問された48か月齢超の健康牛のBSE検査ですけれども、これを継続する場合と廃止した場合、このリスクの差というのは、極めて小さいでしょう。ですから、48か月超の健康と畜牛について、BSE検査をやめたとしても、人への健康影響は、無視

できると考えられるというのが今回の評価の結果になっております。

ただし、皆さん方がきょう、お持ちの評価書案ですが、最後、この結果が書いてあるところの後に、3つの大事なことが書いてあります。これは食品安全委員会から、リスク管理期間である厚生労働省へのメッセージになります。

大事なことの1つ目は、飼料規制が非常に大事だということです。今回の評価の前提も、飼料規制がきちんとされているということで、実際に飼料規制がきちんとされているだろうということまで、現段階では評価されておりますけれども、今後についても、引き続き飼料規制の実効性というものは、維持をしていかなければいけません。

それを確認するためには、BSEの検査なのですけれども、特に高リスク牛を対象とした、要するに危ない集団です。具体的にいいますと、中枢神経症状を出した牛だとか、歩行が困難になった牛、死んだ牛、こういったものを材料として、BSE検査を行うことによって、BSEの発生状況を引き続き確認するということが大事です。こういったところで、万一、BSEが見つければ、我が国において、飼料規制がどこかでうまくいっていない可能性がある。それを確認するために、高リスク牛の検査というものをしっかりと続けてほしいというのが1つでございます。

2つ目、と畜場ですけれども、我が国のと畜場では、と畜される全ての牛、全ての豚、全てのニワトリについて、と畜する前に、きょうも何人かいらっしゃってもらえていると思いますけれども、と畜場の獣医さんは、一頭一頭生体検査を行っております。これは我が国だけでなく、海外でもやっておりますが、生体検査で異常があったものについては、と畜をしないという、そういう決まりになっております。これがBSEだけではなくて、例えば細菌感染だとか、各種の食のリスクのあるもの、畜産物を人間のフードチェーンに入れないというための非常に重要なバリアとなっております。厚生労働省は、今回の諮問の中に、冒頭、言いましたけれども、生体検査において、24か月齢以上の牛のうち、神経症状、全身症状、こういうものを対象とするBSEについては、引き続き行いますと言っております。これは非常に大事なことです、ぜひ続けてくださいということをおっしゃいます。

3番目、今回の評価というのは、現時点における最新の科学をもとに、評価を行っておりますけれども、科学というのは、当然日々進歩いたします。人間のプリオン病だとか、家畜のプリオン病といったものについても、今後、新たな知見というものが出てくる可能性があります。ですから、今後、そういった新たな知見、特に非定型のBSE、こういったものについて、最新の知見が出た場合、これについて、引き継ぎ収集したり、みずから研究を行ったりということもあると思います。こういった最新の知見について、収集・研究といったことを継続するということは、非常に重要だということ、最後、3つの重要なこととして、申し上げます。

これは最後のスライドであります。

以上が評価書の案でございますけれども、現在、食品安全委員会では、今の評価書案に

ついて、パブリックコメントを募集しております。今回の評価書に載っていないような、新たな科学的な知見とか、科学的な論文といったようなものがあれば、ぜひお寄せいただきたいと思っております。今後、そういったものをいただいた意見・情報、これを整理した上で、もう一回、評価書への反映ということを行いまして、食品安全委員会で審議・取りまとめを行います。取りまとめられた評価書について、厚生労働省に評価結果を通知します。そうしますと、厚生労働省で検査の見直しについて、具体的に検討という段取りになっております。

以上、評価書の案につきまして、概要、背景等について、お話をさせていただきましたけれども、この後、冒頭、申しましたとおり、山本専門委員、厚生労働省、農林水産省にも御参加いただいて、質問に対してお答えするとともに、意見交換をしたいと思っております。どうも御清聴ありがとうございました。

## 参加者との意見交換

○箴島リスクコミュニケーション官 どうもありがとうございました。

これから御質問、意見交換を進めていきたいと思っておりますけれども、準備の時間をいただきたいと思っております。テーブルを出しまして、先ほど申しましたように、食品安全委員会プリオン専門調査会の山本専門委員、オブザーバーとしまして、厚生労働省の生活衛生・食品安全部監視安全課の東良専門官、農林水産省消費・安全局動物衛生課の山木課長補佐にも同席いただきながら、皆様方と意見交換、あるいは質問にお答えしていきたいと思っております。

御質問関係につきまして、補足説明をさせていただきますが、参考資料5というところに、Q&Aということで、皆様方からの御質問が多いのではないかと思います。問1～問6まで準備しております。

簡単にお読みさせていただきますと、今回の評価に至った経緯と概要はという問1でございます。

問2は、なぜこのタイミングで健康と畜牛のBSE検査の廃止が諮問されたのでしょうか。

問3としまして、日本ではBSE検査がどのように行われていますか、またBSE陽性牛の発生状況はどうですか。

問4につきましては、今後、BSEの検査はどうなっていくのでしょうかということ。

問5、非定型BSEについて、どのような評価をしたのでしょうか。そして、

問6、今回、諮問された特定危険部位の範囲は、いつ評価されるのでしょうかということにつきまして、Q&Aという形で準備させていただいております。

若干参考資料の説明を補足説明させていただきますと、参考資料3というのは、厚生労働省さんからの諮問、今回の私どもの食品健康影響評価の結果のものについて、まとめて

いますので、それも御参考としていただければと思っております。

これからの進め方ですけれども、まず最初に、御質問をお受けしたいと思っております。その後が意見交換ということをしていただきたいと思いますと思いますが、皆様方からの御意見、あるいは感想をいただきまして、まずはこちらのテーブルに座っていただいている食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の担当の方々からお答えいただく、あるいはこの会場の中で、皆様方がお互いにディスカッションいただく。今の発言については、自分はどう考えるとか、それについて賛成だとか、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、準備が整ったようでございますので、これから質疑応答、あるいは意見交換に進めさせていただきたいと思っております。

まずここに座っていらっしゃる方々について、御紹介したいと思います。

まずは先ほどの講演者でございます、鋤柄課長でございます。

食品安全委員会のプリオン専門調査会の山本専門委員でございます。

オブザーバーで御出席いただいておりますけれども、厚生労働省生活衛生・食品安全部監視安全課の東良課長補佐でございます。

農林水産省消費・安全局動物衛生課の山木課長補佐でございます。

それでは、御質問のある方、挙手をお願いしたいと思っておりますけれども、私から僭越でございますが、指名させていただきますので、そうしますと、係の者がマイクをお持ちしますので、御所属とお名前をお願いいたしたいと思っております。それから、できるだけ多くの方に御質問等にお答えしたいと思っておりますので、御質問の内容をできるだけ簡潔にお願いできればと思っております。

それでは、御質問のある方、挙手をお願いいたします。ございませんか。基本的なことでも結構でございますし、今回の中身、今後のスケジュールとか、そんなことでも構わないのですけれども、御質問がございましたらと思っております。

どうぞ。お名前と御所属をいただければと思っております。

○参加者A 鹿児島市食肉衛生検査所のイチキと申します。

本日は、貴重なお話をどうもありがとうございました。

現場に立つ人間として、確認と申しますか、教えていただきたいことがあるのですけれども、38ページの食品健康影響評価の2番目に御説明いただきました、全身症状というものについての具体的にこのようなものを考えているというものがあれば、教えていただけないかと考えています。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省東良専門官、お願いいたします。

○東良課長補佐 厚生労働省の東良でございます。

イチキさんは、食肉衛生検査所の方ですか。

○参加者A 食肉衛生検査所のと畜検査員をしています。

○東良課長補佐 ありがとうございます。

御存じだと思うのですが、今、全身症状に呈した牛に関するBSE検査の規定については、厚生労働省から文書で発出しているBSE検査要領に書かれておりますが、この部分を今後も同じ内容で継続するという観点で、食品安全委員会に諮問させていただいたものでございますので、この内容で、食品安全委員会から答申をいただいた場合については、当然、現行現場でやられていると畜検査員の判断で、全身症状を呈した牛について、BSE検査をやるか、やらないかということについては、検査員でBSEではないけれども、ほかの原因が必ずしも否定できない場合ですとか、そういった場合については、BSE検査をやることになっておりますので、そういった内容で検査を続けていただくということになります。

端的に申しますと、現行の検査内容を継続して頂くということです。

○箴島リスクコミュニケーション官 よろしいでしょうか。検査要領に明確に書かれているということで、そちらを変更することもございませぬし、引き続きその検査要領に基づいて、御判断いただきたいということだと思います。

○参加者A 検査要領については、存じています。例えば骨折とか、捻挫とか、内臓疾患というような、明確なものがあるもの以外のもので、今まで48超という縛りだったわけです。大体そのようなもの、それに外れるものというのは、48超では多いということがありまして、それに含まれておるといふ考えがあったわけですが、今回は24か月以上という牛となっている、健康影響評価になっていると思うのですが、そうした場合は、今までは24か月以上の牛については、48超になってから、やってなかったわけなのです。

ですから、それについて、私の考え方としては、今、先生がおっしゃられましたけれども、検査の実施要領に基づくという判断だということなのですが、それについても、落としたけれども、その判断だという考えだと思うのですが、それについて、もう少し踏み込んだものはないのかと考えて、質問させていただいたわけです。

○東良課長補佐 まさに厚生労働省で出している文書通知の運用を現場でどう解釈するかといった観点での質問にもなりますので、今後、答申が返ってきたときに、例えば検査実施要領でどのように書いていくのかとか、そういったところで、技術的な観点について、全国の食肉検査場、検査員の皆様方ともコミュニケーション、意見交換、協議等を交えながら、決め手いくことになると思います。

以上です。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。

○参加者A ありがとうございます。

○箴島リスクコミュニケーション官 ほかに御質問はございませんでしょうか。今の御質問の関連でも結構でございますし、違うものでも結構でございます。どうぞ。

○参加者B 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事業所のタハラと申します。昨年まで食肉検査所に所属しておりました。

同じ38ページの説明資料で、24か月以上の牛のうち、運動障害等々と書かれているところなのですが、死亡牛の検査自体は、48か月以上対象となっていたと思うのですが、そことの兼ね合いは、今後どういうふうを考えていくのかというのを教えていただければと思います。

○箴島リスクコミュニケーション官 東良課長補佐、お願いできますか。

○東良課長補佐 死亡牛の検査については、農林水産省で決定しておりまして、現在、48か月齢以上で検査しているという認識をしております。厚生労働省でと畜検査を行う際のBSEを本当に疑う場合については、月齢に関係なく検査をします。そして、BSEとは言えないけれども、何となくおかしいというものについては、24か月齢超で検査をしていく。これは先ほど申しましたとおり、現行の体制と変わるものではありません。そういうところで、月齢に関しては、おっしゃられるとおり、24と48で、違いは生じるわけですが、厚生労働省としましては、現行24か月齢以上の検査体制を一定の症状を示す牛についての検査月齢、24か月齢以上としているものですから、そこはあえて48に変更することは考えておりません。この部分については、現行どおりということで、諮問をしています。

以上です。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

○東良課長補佐 もう一つ、御存じだと思いますけれども、BSEの発症月齢というのは、実験等々によって、少なくとも平均的には5歳以上で見つかるものですから、24か月、2歳以上とすることで、問題なくBSE発症牛を摘発することができるといった観点で、食の安全性に影響を与えるものではないと考えております。

○箴島リスクコミュニケーション官 よろしいでしょうか。

○参加者B 厚労省のあれはわかるのですが、厚労省が今度24か月という話を、神経症状という形での疑われるところでの話なのですが、農水省の48か月以上というのを、結局おろすのかどうか、死亡原因というのは、いろいろあると思いますので、先ほどの説明でいけば、高リスクの集団に入るのではないかと思うのですが、そのところはどうなのかということを質問したかったのです。

○箴島リスクコミュニケーション官

多分、今、厚生労働省さんから諮問されて、私のほうから答申しますし、答申した後に対策をして、どうするという検討がなされる可能性もあるのですが、そうすると、これからの中身になる可能性があるのですが、山木課長補佐、お答えは可能ですか。

○山木課長補佐 農林水産省の山木でございます。

死亡牛の検査につきましては、今、お話にありましたとおり、48か月齢以上の死亡に対して検査ということで、これは昨年度の27年4月から月齢を変更しております。それまでは24か月以上でやっていたけれども、さまざまな知見とか、検査の状況なども踏まえて、月齢については検討をして、今、48か月ということで運用しているわけでございます。BSE対策としての飼料規制の実効性を確認するというBSE検査の重要性の中で、しっかりと飼料規制の実効性を確認できる検査のやり方というのを採用していくわけですが、今、48か月齢で運用を開始しているところですので、その検査の月齢につきましては、まずは今の検査の結果などを踏まえた上で、今後の検査をどういうふうに行っていくべきかというのは、引き続き検討が続くということで、考えております。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかに何か御質問がございますでしょうか。今、連続して、検査関係の御質問をいただいておりますけれども、ほかはよろしいですか。

きょうは、生活協同組合の方々も御出席のようでございますけれども、よろしいでしょうか。ございませんか。

また、後でも御質問があれば、お受けしたいと思いますけれども、余り御質問がないようでしたら、意見交換という形で、次に移らせていただきたいと思います。

意見交換はどうするのということですが、まず御自身のお考えで、こう考えるのか、若干御要望であっても構わないと思うのですが、お話をいただいて、ひな壇に座っている人間、場合によっては、私も入らせていただきます。あるいは、会場内の皆様

同士で意見交換をしていくということが考えられるので、臨機応変に対応させていただきたいと思っております。

ほかの会場の例で申し上げますと、例えばですが、非定型のBSEについて、最新の知見をもうちょっと集められるようにということで、そういう環境づくりをやってほしいという御要望があったりとか、飼料規制が大事だというのはよくわかるので、それについて、しっかりやってほしいみたいな、御要望的なものもあつたりしております。それ以外ですと、獣医師の方からお話がありましたのが、現在の食肉関係、食肉に限らずですが、食品のリスクを考えたときに、例えばHACCPとか、工場など、そちらをちゃんと管理していく、見ていくということに人を当てていることのほうが、そういうことができるので、メリットはあるというお話がありました。そういう意味では、本件に関係するいろんな御意見、あるいは御感想を述べていただいて、それに基づいて、会場の方々にどう考えていくのがいいのか、あるいはそこについて、こう思うみたいな活発な御議論がいただければと思っております。

済みません、ちょっと長くなりましたけれども、いかがでございましょうか。何か御意見、あるいは御感想につきまして、何かありましたら、挙手でお願いできればと思います。

○参加者C 生活協同組合グリーンコープ連合のゴウロクと申します。このたびはありがとうございました。

今回、諮問書の回答を聞いていて、全体的な私の印象としては、何々だろう、あとは、極めて可能性が低い、もうそこまでの表現だったと思うのですがけれども、消費者としては、完全でない、安全であるという表現を求めているのではないかとあって、今回、御意見をさせていただきました。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

リスクの評価といいたいでしょうか、どう表現するかということだと思えますけれども、お願いできますでしょうか。

○山本専門委員 評価者の1人として、お答えしたいと思えますけれども、なるべくなら定量的に何頭、牛から出ないから大丈夫とか、その数字をお示するのが適当ではないかという意見も多く聞かれます。

ただ、余りに低い数字を示すことによって、逆に不信感を抱くこともあるということもありまして、今回の極めて低いというのは、ほぼ起こり得ない程度の数字であるという感覚で捉えていただければいいと思えます。

ただ、科学ですので、食品安全という意味でのリスクゼロということと言えるのは、まず不可能になっています。ですから、そういう意味で、この表現を使わせていただいています。



○箴島リスクコミュニケーション官 よろしいでしょうか。

ゼロだと断定するというのが科学的に極めて難しい、一方で、率とか、数字を出していったときに、そこがひとり歩きしたときに、かえって信頼性みたいなところに対して、誤解を招いてもいけないということで、工夫に工夫を重ねた上での表現になっているということ、御理解いただければと思っております。

○参加者C ありがとうございます。

○箴島リスクコミュニケーション官 ほかに何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。御質問でも結構でございます。

いかがでしょうか。例えばこの評価書案については、妥当だと考えるとかです。特にはございませんか。どうぞ。前の女性です。

○参加者D エフコープ生活協同組合からまいりました、サトウと申します。

資料でいうと、38ページのところなのですが、今回の評価の前提にある飼料規制のところ、前回の評価のところでも、この飼料規制が前提での取り組みの中で、こういう結果が出たからということでの2013年のときということ、今回のところでも、先ほどから現場の方々から質問が出ている、飼料規制の重要性ということは、私たち消費者としても、これが全ての軸になりながら進んできたように感じておりますので、今後のところは、今回は食品安全委員会からの評価ということですので、今後はこういうところでは、こういうリスクミの場面を設けられるのかを、消費者としても心配といいたいでしょうか、今後に向けてのことで、もしそういうイベントとかがまた、先ほどの御回答の中でも、そのところはというお話があったので、その辺をもう少しお聞きしたいと思います。

○箴島リスクコミュニケーション官 これからの話ということになってしまうので、断定はなかなか難しい部分があるのだと思うのですが、多分基本は、こういう食品健康影響評価で、制度を見直すとか、あるいは見直さないという場合もあるかもしれませんが、それについては、今後、実際に制度を持っていらっしゃる厚生労働省さんとか、農林水産省さんの御判断になるのですが、一国民の皆様方に、いろいろと御説明して、意見交換をさせていただくというのが重要だということの認識は、私どもは同じだと思っております。

いつごろから、どういうふうにしていくのかというのは、まだこれからの話だということで、すぐにはお答えできないこともあるのではないかと思いますけれども、リスクコミュニケーションを丁寧に進めていくということは、大事だと思っておりますし、繰り返しくなりませんが、その認識は、関係省庁も同じだと思っております。

○山木課長補佐 少しだけ補足をします。

今回は厚生労働省から諮問ということで、と畜場の検査の見直しということで、食品安全委員会で評価を行われておりますが、この評価に関連しまして、農林水産省で行っています飼料規制に関しては、今回は変更する予定はございません。これまでのBSE対策の中での飼料規制の重要性というのは、やはりキーとなる対策ということですので、今後、BSEが国内に万が一あったとしても、循環しないような、BSEが発生しないような対策というのは、引き続き対策をとってまいります。もし施策の変更などをするときには、こういった内容で、こういった根拠でもって変更していくのかということにつきましては、関係の皆様方の御意見なり、御指摘なりを踏まえながら、検討させていただきたいと思っております。

今回は、そういう意味で、飼料規制に関する変更は、特に予定はしておりませんので、そういうことだけお伝えさせていただきます。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

○東良課長補佐 同じくリスク官庁からの補足になりますけれども、現行のリスク管理措置で、例えば厚生労働省関係では、SRMのと畜場における除去等がありますが、この部分がきちんとできているか、できていないかについては、現行、都道府県、地方自治体の監督のもとで行われておりますけれども、ここがきちんと行われているのかという部分については、厚生労働省において、毎年、都道府県に対して、そのリスク管理措置に関する監視状況についての報告調査を行っております。この調査の結果については、厚生労働省において、取りまとめられていて、厚生労働省のホームページにも公表しておりますし、毎年、食品安全委員会にも報告しています。これについては、農林水産省さんでやられている飼料規制についても、同じく毎年、食品安全委員会に、実効性、効果について、御報告しています。

そういったことで、現行のリスク措置、今後のリスク措置についても、情報公開を徹底していきたいと考えております。

以上です。

○箴島リスクコミュニケーション官 ありがとうございます。

若干補足させていただきますと、今、お話のありました、食品安全委員会への説明というか、御報告につきましては、食品安全委員会は、毎週火曜日にかけているのですが、6月14日に御報告いただいております。その資料は公表しておりますので、御確認いただければと思っております。

あと、飼料規制の関係でいきますと、実際に飼料を輸入してくるものだとか、実際につくっているものについて、肉骨粉は本当に入っていないか、ほかのものも混ざったりしな

いかみたいなことを、東区の千早に、独立行政法人農林水産消費安全技術センターというのがありまして、そこが無通告の立入検査をやって、飼料をとってきて、それを高精度の機器でちゃんと分析して、確認するというのもやっております。それも含めて、食品安全委員会に御報告いただいておりますので、食品安全委員会のホームページを御確認いただければと思っております。

ほかに御意見、あるいは御質問等がございますでしょうか。御感想でも結構です。遠くから御参加いただいている方もいらっしゃると思いますので、この際、意見しようという方がいらっしゃればと思いますけれども、ございませんか。

時間的に少し余裕があると思いますが、皆様方から余り御質問、御意見がないようであれば、十分御理解をいただいたということで、ここで会を締めさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○参加者E 福岡市食品安全推進課のタカツカと申します。

さかのぼって質問になるのですが、非定型BSEの感染実験で、外国の実験で猿に感染したという内容だったのですが、その実験の内容というのですか、どういう牛の検体を何頭の猿にやって、何頭になったかというのが、もしおわかりになれば、教えていただければと思います。

○箴島リスクコミュニケーション官 お願いいたします。

○山本専門委員 この場合は、非定型BSEは、L型とH型というのが2つあるのですけれども、L型を使って、対象となった猿は、ネズミキツネザルという、指の上に乗かるような小さい猿です。それに経口投与をしまして、この場合は脳組織で、10%乳剤を5ミリグラム相当やったときに、3匹使って、2か月齢で摂取したときには、3匹に発症しました。これが27、33、34か月ですか、そのときになっております。もうちょっと量を多くした、10%乳剤を50ミリグラム、10倍投与した場合には、2か月齢で投与して、1頭中1頭、2歳齢で摂取した場合に2頭中1頭、そういう形で出ております。

○箴島リスクコミュニケーション官 よろしいでしょうか。

○参加者E ありがとうございます。

○箴島リスクコミュニケーション官 御意見、御質問はございませんでしょうか。

ないようでしたら、若干予定した時間より早いのですが、これをもちまして、会のほうを終了させていただきたいと思っております。

本日の意見交換会が、皆様が食品安全を理解する上で、お役に立てばと願っております。

冒頭、申しましたけれども、アンケートにつきまして、お帰りの際にお出しいただければと思います。よろしく願いいたします。

皆様、どうもありがとうございました。